

兵庫県公報

令和6年11月1日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○ 兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（自然鳥獣共生課）	2

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

国の自然公園法施行規則の一部改正により、国立公園又は国定公園の特別地域内において許可又は届出を要しない行為について見直しが行われたこと等を踏まえ、兵庫県立自然公園の特別地域内における許可又は届出を要しない行為等について、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服 部 洋 平

兵庫県規則第37号**兵庫県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県立自然公園条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第20条の4第2項第1号中「以上」を「程度」に改める。

別表1の項行為の欄16の7中「設備を」を「工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築し、」に改め、同欄16の10中「防除」の右に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同欄16の12中「ために」を「目的で、」に、「柵又は」を「柵、」に改め、同欄29中「こと」の右に「（正当な理由なく行う場合を除く。）」を加え、同欄32中「森林」の右に「、草原若しくは農地」を加え、同欄33の2中「防除」の右に「又は当該防除に係る調査」を加え、同欄78の8中「の規定による」を「に規定する実施計画に従って実施する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。